

平成 21 年 7 月 9 日
消費者委員会委員 櫻井敬子

こんにやく入りゼリー問題の扱い方について（意見）

本日、公務のため消費者委員会に出席することができませんので、表題について委員としての意見を書面にて述べさせていただきます。

こんにやく入りゼリー問題については、個別案件に対する社会の関心も高く、また、食品に起因する窒息事故にかかる意識が、従前の食品行政のなかで必ずしも明確でなかったとみられることから、現在、消費者委員会において何らかのメッセージの発信をすべきではないかが議論されております。もとより、食品行政のあり方につき、消費者利益の確保という観点から意見を述べ、様々な角度から問題提起をしていくことは消費者委員会の基本的な任務の一つであります。しかしながら、実際にメッセージを発信するにあたっては、民間人によって構成される消費者委員会といえども責任ある行政機関として存在を許されている以上、きちんとした任務遂行が求められていることは言うまでもありません。広い意味で主権者たる国民の負託に応えるべく、メッセージの発信にあたっては、次の点について留意すべきであると考えます。

1 建議は、消費者委員会として独自の必要十分な調査を行ったうえで、あくまでも客観的証拠に裏付けられた内容であるべきこと。

情緒的なメッセージではなく、事後的な検証に耐え得るしっかりとした意見を述べることで、消費者にとって真の利益となるものと考えます。

2 建議において法整備を求める場合、先進的といわれる EU を含む各国の法制度について個別に立法調査を行うことは最低限必要な作業であり、そのうえでわが国の法制度に欠陥があるというのであればこれを具体的に指摘すべきこと。

具体的な論証を欠いたまま、特定の法律を改正すべしというような議論は乱暴にすぎ、とても賛同できません。

3 消費者庁を始めとする関係省庁の動きを注視することも重要なプロセスであり、行政の現状に対する的確な状況判断のもと、消費者委員会として効果的な対応を志向すべきであること。

その他、建議以外の形でメッセージを出す場合であっても、相応の裏付けは要求されるのであり、考え方は基本的に変わらないものであること。

以上につき、委員長をはじめ委員の皆様方の特段のご理解と賢明なるご対応をお願い申し上げます。